

## よくある質問・QA

## 対象者

Q	A
すでに居住誘導区域に住宅を所有しており、同じ土地で新たに新築を行う予定です。対象になりますか？	対象です。
居住誘導区域内に親族が所有する土地があり、その場所で新たに住宅を新築します。対象になりますか？	対象です。
住宅の主たる所有者とは？	建物の登記簿に記載される所有者を指します。 夫婦どちらも所有権を有している場合など、下記を参照してください。 夫：7/10、妻：3/10→申請者は夫 夫：5/10、妻：5/10→どちらも申請者となることができます。
奨励金の交付を受けてから1年半で引っ越しことになった場合はどうなりますか？	交付した奨励金の2/3を返還いただく必要があります。 奨励金の交付の条件を満たさないこととなった場合、1/3～全額の範囲で返還いただく必要があります。

## その他

Q	A
同様の補助金とは何を指しますか？	現在確認している補助制度で、同様と見なしている補助制度は下記のとおりです。 【国】子育てエコホーム支援事業 【市】結婚新生活支援事業補助金（住宅取得費） *上記に記載のない補助制度であっても、本奨励金制度と同様、住宅の取得をきっかけとする補助制度は同様の補助金と見なします。

## 奨励金・加算

Q	A
<p>奨励金はいくらになりますか？</p> <p>●夫（申請者）30歳、妻30歳、15歳以下の子ども1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫は10年以上古河市民</li> <li>・妻は5年以上10年未満古河市民</li> </ul>	<p>基本額 10万円</p> <p>こがでくらすと加算 20万円（夫）</p> <p>*申請者本人又は配偶者のうち、市内の居住歴が長いほうを加算対象とします。</p> <p>その他加算（子育て加算） 5万円</p> <p>→合計 35万円</p>
<p>奨励金はいくらになりますか？</p> <p>●申請者35歳1名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古河市に転入したばかり</li> <li>・住宅には市内の施工業者が新築</li> </ul>	<p>基本額 10万円</p> <p>こがでくらすと加算 -円</p> <p>その他加算（市内業者施工） 5万円</p> <p>→合計 15万円</p>
<p>奨励金はいくらになりますか？</p> <p>●夫（申請者）45歳、妻43歳、15歳以下の子ども4人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦どちらも10年以上古河市民</li> </ul>	<p>基本額 10万円</p> <p>こがでくらすと加算 20万円</p> <p>その他加算（子育て加算） 20万円</p> <p>→合計 50万円</p>
<p>市内業者とは？</p>	<p>法人の場合、市内に事務所・事業所を有しており、市民税が賦課されていること。</p> <p>個人の場合には、市内に住所を有する者が加算の対象となります。</p>
<p>親世帯と同居又は隣接地で近居とは？</p>	<p>申請者が新たに取得した住宅に申請世帯・親世帯が居住する場合、又は、申請者が新たに取得した住宅と同一敷地内に別棟で親世帯が居住する場合は同居。</p> <p>申請者が新たに住宅を取得した土地に隣接する形で親世帯が居住している場合は隣接地で近居となります。</p> <p>*申請者が新たに住宅を取得した土地と親世帯が居住する住宅の土地が接していなければ加算の対象にはなりません。</p>